

入学者選抜における検定料免除の特例措置について

岡山大学

大学院教育学研究科

養護教諭特別別科

特別支援教育特別専攻科

岡山大学では、大規模な災害発生に伴う被害に対して、被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、下記のとおり検定料免除の特例措置を実施します。

検定料の免除を希望する方は、出願前に必ず「7. 問い合わせ先」までご連絡ください。

1. 特例措置の対象

災害救助法が適用された日以降、適用された日の属する年度の翌年度末までに出願が予定されている次のいずれかの入学試験

- ・岡山大学大学院教育学研究科入学試験
- ・岡山大学養護教諭特別別科入学試験
- ・岡山大学特別支援教育特別専攻科入学試験

2. 措置の内容

当該入学試験に係る検定料の全額免除

3. 免除の対象者

2022年4月以降、災害救助法の適用を受けた地域で被災した者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した場合
- (2) 主たる学資負担者が死亡又は行方不明の場合
- (3) 主たる学資負担者が失職した場合

4. 免除申請の方法及び必要書類

この特例措置により検定料の免除を受けようとする場合は、出願前に「7. 問い合わせ先」に連絡した後、「検定料免除申請書」に以下のいずれかの証明書等を添えて、岡山大学教育学部教務学生グループまで申請してください。

・主たる学資負担者が居住する市区町村の長の発行する罹災証明書（上記3の（1）に該当する場合）

【次ページに続く】

- ・主たる学資負担者の死亡又は行方不明を証明する書類（上記3の（2）に該当する場合）
- ・主たる学資負担者の失職を証明する書類（上記3の（3）に該当する場合）

※この PDF の最後にある「検定料免除申請書」を印刷して使用してください。

5. 出願期間内に証明書等の取得が困難な場合

あらかじめ入学検定料をお支払いいただき、以下のいずれかの証明書等を取得した後、「被災状況調書」及び「検定料相当額返還請求申出書」と併せて岡山大学教育学部教務学生係へ申請してください。本学で内容を確認した後、検定料相当額を返還します。

- ・主たる学資負担者が居住する市区町村の長の発行する罹災証明書（上記3の（1）に該当する場合）
- ・主たる学資負担者の死亡又は行方不明を証明する書類（上記3の（2）に該当する場合）
- ・主たる学資負担者の失職を証明する書類（上記3の（3）に該当する場合）

※この PDF の最後にある「被災状況調書」、「検定料相当額返還請求申出書」を印刷して使用してください。

6. 免除の許可

上記4の申請に基づき、検定料免除の可否を決定します。免除の可否を決定したときは、速やかに申請者に結果を通知しますので、通知を確認した後、速やかに出願手続きを行ってください。

7. 問い合わせ先（申請書類等提出先）

〒700-8530

岡山県岡山市津島中三丁目1-1

岡山大学教育学部教務学生グループ（教育学部講義棟1階）

電話 086-251-7605

FAX 086-251-7606